

第6次

横瀬

町総合

振興計画

〈第2期横瀬町地方創生総合戦略〉

YOKOZE TOWN 2020



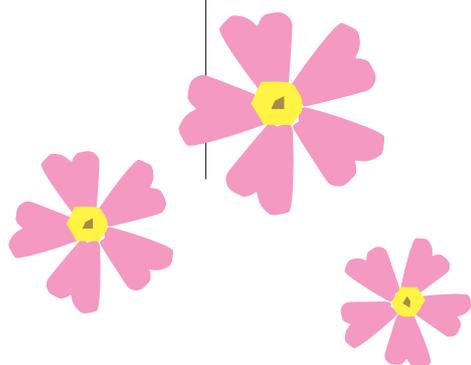
目次

基本構想

1 計画策定の趣旨	03
2 計画の構成と期間	03
3 将来人口想定	04
4 土地利用構想	04
5 計画の方向性	05

基本計画

7つの柱	07
1の柱 人づくり	08
2の柱 健康づくり	10
3の柱 安全安心づくり	13
4の柱 産業づくり雇用づくり	16
5の柱 賑わいづくり中心地づくり	18
6の柱 景観環境づくり	20
7の柱 人の輪づくり	23
7つの柱を支える土台	25
別表 関連する主なSDGsターゲット一覧	26



ご挨拶



横瀬町長 富田 能成

横瀬町の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

多くの町民の皆様にご協力いただき、第6次横瀬町総合振興計画が出来上がりました。この計画は、外部の業者に作成を委託することなく、私たち自身が、構想し、意見集約し、練り上げ、まとめた、言わば私たちの想いが詰まった“横瀬町らしい”、“横瀬町ならではの”計画です。「絵に描いた餅」にならないように、シンプルで読みやすく、手元に置いていつでも進捗が確認できるような、そんな計画を目指しました。

現時点の横瀬町は、まだまだ課題の多い町です。そして、人口減少が続くこの町の未来は、まだまだ楽観視できるものではありません。「従来通りであればよい」という状況ではなくて、より良い町にするためには様々なチャレンジ(挑戦)が必要な町です。そのため、この計画においては、高い目標を設定しました。職員と一丸となって、住民の皆様の声や状況変化に柔軟に対応しながら、チャレンジ(挑戦)を継続し、計画を着実に実行してまいります。

結びに、計画策定にあたりまして、ご協力いただいた議会の皆様、行政経営審議会の皆様、アンケートやパブリックコメントで貴重なご意見をいただいた町民の皆様等、当計画策定に関わっていただいた全ての皆様に感謝を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

第6次横瀬町総合振興計画

基本構想 (2020 令和2年度～2027 令和9年度)

1 計画策定の趣旨

横瀬町は、2010年に策定した「第5次横瀬町総合振興計画」に基づき、各種施策を実施してきました。その間、2014年に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が国により決定され、地方創生に関する取り組みが推進されているところです。当町においても人口動向や産業実態等を踏まえ策定した「横瀬町地方創生総合戦略」に基づき、様々な取り組みを行ってきました。

近年、度重なる自然災害や、新たなテクノロジーの登場、様々な面でのグローバル化など、地方を取り巻く環境が今までにはないスピードで変化しています。町では、町民及び町に関わる全ての人と一緒に、これまでの取り組みの成果を更に発展させ、変化の激しい時代に柔軟に対応しながら、「日本一住みよい町、日本一誇れる町」を計画的に実現するため、「第2期横瀬町地方創生総合戦略」を内包した「第6次横瀬町総合振興計画」を策定することとしました。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

基本構想 横瀬町の目指すべき将来ビジョンとまちづくりの方向性を示し目標を定めます。

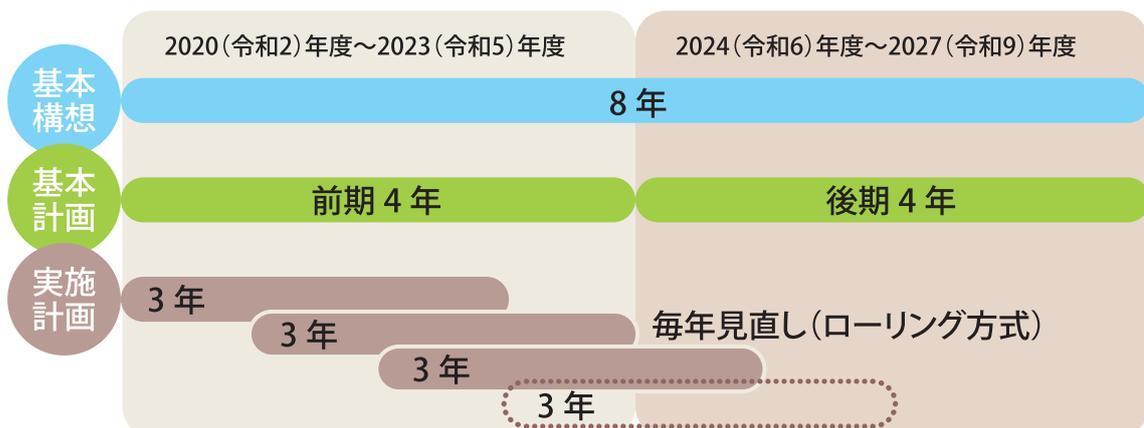
基本計画 基本構想実現のための基本となる計画を定め、4年ごとに前期計画（地方創生総合戦略）と後期計画を策定します。

実施計画 基本計画に基づく事務事業を効果的かつ効率的に実施するため、社会情勢や財政状況、緊急性などを勘案しながら今後3年間の事務事業内容を定めます。なお、この実施計画は別途策定します。



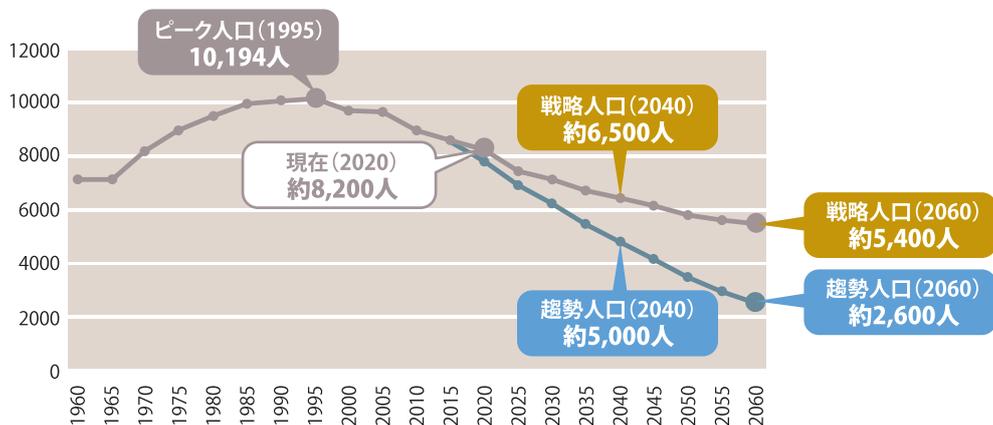
(2) 計画の期間

本計画では、基本構想を2020年度から2027年度の8年間とし、基本計画前期を2020年度から2023年度まで、後期を2024年度から2027年度までとします。また、実施計画は3年間を一単位として、毎年度見直す構成とします。

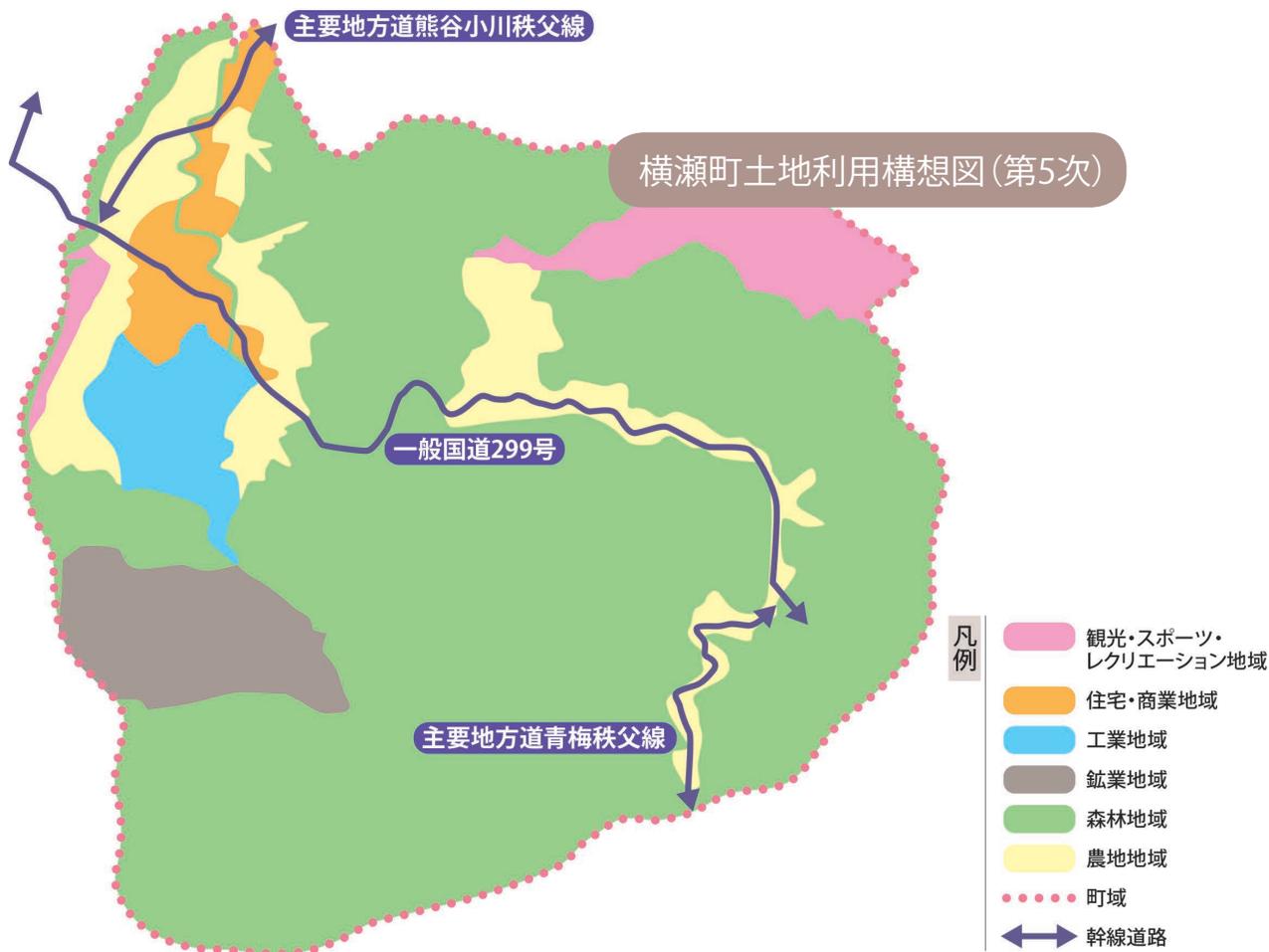


3 将来人口想定

横瀬町には現在約8,200人¹の方が暮らしていますが、将来的に人口は減少し続け、このままでは2040年には約5,000人、2060年には約2,600人まで人口が減少するとみられています(趨勢人口)。町では子育て環境の充実や移住促進など、人口減少を抑制する施策を講じることで、2040年時点で約6,500人、2060年時点では約5,400人の人口規模を維持することを目指した戦略人口を目標として、将来的な人口減少に備え、そして、抑制していく施策を展開していきます。



4 土地利用構想



※2020年度に策定する都市計画マスタープラン及び住宅政策検討等の結果に基づき改訂予定

¹ 住民基本台帳ベース。2020年1月現在。

5 計画の方向性

(1) 目指すべき将来ビジョンと本計画の目標

目指すべき将来ビジョン

日本一住みよい町、日本一誇れる町

本計画の目標



色彩豊かな美しい町。多様な幸せがある町。
四季折々の美しい色彩豊かな景観があって、
そこに温かい人の輪がたくさんある。
その一人一人はいろいろな人がいて、
みな自分らしく幸せに生きている。

横瀬町では、目指すべき将来ビジョンとして「日本一住みよい町、日本一誇れる町」を掲げ、最少の経費で最大の効果を挙げ、町民の幸福の最大化を図るための、各種施策を推進していきます。その将来像に至るために、本計画では「Colorful Town (カラフルタウン)」を目標として定め、多様性あふれるまちづくりを進めていきます。

(2) 7つの柱

本計画では、「カラフルタウン」実現のために、以下の7つを施策の柱とします。

1の柱 人づくり

切れ目ない子育て支援と教育の連携により、変化の激しいこれからの未来を楽しく、たくましく生き抜ける人を育てます。

2の柱 健康づくり

超高齢化社会、人生100年時代を見据えた予防と福祉を充実させ、高齢者や障がいのある方にも優しい、全ての人が健康に暮らせる町をつくります。

3の柱 安全安心づくり

防災、防犯、防火対策や、交通安全対策を推進し、子どもから高齢者、障がいのある方など全ての人が安全で安心して生活できる環境をつくります。また、持続可能な行政経営を推進します。

4の柱 産業づくり雇用づくり

移住促進や、農業・商工業の振興を図ることで、ヒト・モノ・カネ・情報が集まり続け、自分らしい多様な働き方や生き方が実現できる環境をつくります。

5の柱 賑わいづくり中心地づくり

オープン・アンド・フレンドリーを町の特徴として、観光などで訪れる交流人口や、地域や地域の人々と多様に関わる地域外の関係人口の増加を図ることで、町に賑わいをもたらします。また、駅やコミュニティスペースなど町の主要施設を活用し、中心地として活性化を図ります。

6の柱 景観環境づくり

自然を大切に、美しい景観と暮らしやすい住環境が整った、自然と共存する暮らしをはぐくみます。また、空き家や遊休農地を有効活用し、持続可能な生活環境を整えます。

7の柱 人の輪づくり

温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性があふれる町をつくります。

(3) 7つの柱を支える土台

施策全体を支える土台として、また、本計画の実現性をより高めるため、職員一人一人の能力を最大限発揮できる環境を築き、持続可能な行政経営を推進します。また、町民との協働をはじめ、広域での連携や民間企業等との連携を積極的に行います。さらに、進化し続ける「人に優しいテクノロジー」²を積極的に取り入れるなど、チャレンジする町、チャレンジする人を応援する町づくりを推進します。



7つの柱を支える土台

- 職員の能力の最大化
- 持続可能な行政経営の推進
- 協働参画
- 広域連携・定住自立圏の活用
- 民間活力の活用
- 人に優しいテクノロジーの活用
- チャレンジする町 等

(4) 横瀬町とSDGs

持続可能な開発目標 (SDGs: エスディーゼーズ)³は、世界の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するもので、17のゴール、169のターゲットから構成されます。町では、SDGsの考え方を本計画にも取り入れ、地域の課題解決を図ると同時に、SDGsの達成を目指します。本計画の推進にあたっては、SDGsの基本的な考え方である「誰一人取り残さないーNo one will be left behind」を十分に意識し、多様性を尊重した、「カラフルタウン」の実現を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



² より生活を豊かにするためのテクノロジーのこと。

³ 持続可能な開発目標 (SDGs) は、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。※ターゲットの詳細はP.26

基本計画 (2020 令和2年度～2023 令和5年度)

第2期 横瀬町地方創生総合戦略

Colorful Town

カラフルタウン

色彩豊かな美しい町。多様な幸せがある町。
四季折々の美しい色彩豊かな景観があつて、
そこに温かい人の輪がたくさんある。
その一人一人はいろいろな人がいて、
みな自分らしく幸せに生きている。

7
つの
柱



7つの柱を支える土台

- 職員の能力の最大化
- 持続可能な行政経営の推進
- 協働参画
- 広域連携・定住自立圏の活用
- 民間活力の活用
- 人に優しいテクノロジーの活用
- チャレンジする町 等

1 目指すべき姿

切れ目ない子育て支援と教育の連携により、変化の激しいこれからの未来を楽しく、たくましく生き抜ける人を育てます。

2 取り組む主な施策

- ①誰もが安心して子育てができるよう、子育てに関する情報提供や相談体制を強化するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減についても支援します。また、保育サービスの質が向上するよう関係施設等と連携を強化するとともに、待機児童ゼロの状態を維持します。
- ②学校教育において、教職員の資質・能力の育成や働き方改革の推進、校舎などの施設環境の充実に努めることで、児童生徒一人一人の個性と人格を尊重し、生きる力(確かな学力・豊かな人間性・たくましく生きるための健康と体力)を着実に育むとともに、主体的に学ぶ意欲、情報活用能力や非認知能力¹を高めます。
- ③町民一人一人が互いの人権を尊重し、明るく住みよい地域社会を実現させるため、地域や人権関係機関等と連携しながら、人権教育・啓発研修会及び講演会等の開催、人権問題に関する正しい情報発信などの取組みを通じ、人権教育及び人権啓発活動を積極的に推進します。また、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」等、新たな人権に関する法整備も進められており、法律を踏まえた取組みを推進します。さらに人権に関する悩みごとや心配ごとを解決するために、虐待やドメスティック・バイオレンスも含めた、人権に関わる相談体制の充実を図ります。
- ④男女の人権が尊重され、性別に関係なく個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を継続して推進します。また、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、職場においても女性がいきいきと活躍することができる社会を推進します。

【主に関係する所管課：総務課、子育て支援課、教育委員会】

3 達成すべき基本目標

項目	基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
出生数(人) 1-A	48				50
合計特殊出生率 1-B	1.82				1.82
埼玉県学力・学習状況調査小中学校全体の学力の伸び(県の伸びとの差) ² 1-C	-1				5

¹ 意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、テストでは測定できない個人の特性による能力。学力(認知能力)と対照して用いられる。

² 埼玉県学力・学習状況調査では、学力値を36段階の学力レベルとして示している。また、学力レベルにおける前年度との差を「学力の伸び」として示しており、小学校第5学年～中学校第3学年までの教科ごとに示される。本計画では各学年・各教科の学力の伸びを合計した町全体の学力の伸びと、県の学力の伸びの差を基本目標項目としている(2019年度は町全体の学力の伸びが21であり、県の学力の伸びが22であったため基準値が-1となっている)。

4 達成すべき主な指標

指標名	所管課	基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
審議会などの女性委員割合 (%) 1-1	総務課	25				50
保育ニーズに対応したサービス量の確保(待機児童数:人) 1-2	子育て支援課	0				0
地域子育て支援拠点事業の年間延利用者数(人) 1-3	子育て支援課	6,216				5,657
学童保育室の年間延利用者数(人) 1-4	子育て支援課	600				600
小学校の校舎改築件数(件) 1-5	教育委員会	0				1
埼玉県学力・学習状況調査「規律ある態度」達成目標80%達成項目数(個/個) 1-6	教育委員会	67/72				72/72
新体力テスト総合評価A,B,Cの児童生徒割合 (%) 1-7	教育委員会	89				90
学校教育支援者率(実質学校教育支援者数/町人口×100:%) 1-8	教育委員会	3.78				5.00

5 関連する主な個別計画

名称	所管課	対象期間(年度)	根拠法等
第3次横瀬町男女共同参画プラン	総務課	2020～2023	男女共同参画社会基本法
横瀬町子ども子育て支援事業計画	子育て支援課	2020～2024	子ども・子育て支援法
横瀬町教育振興基本計画	教育委員会	2020～2023	教育基本法

6 SDGsとの関連:主に関連するゴールとターゲット ※ターゲットの詳細はP.26参照

ゴール	1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に
ターゲット	1.b	3.7	4.1 4.7 4.a	5.1 5.5	8.5	10.2	16.1 16.2

子育てや教育などに関する施策に取り組むとともに、ジェンダー³平等、差別撤廃、人権尊重などに関する施策を実施することで、「ゴール4 質の高い教育をみんなに」、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」、「ゴール10 人や国の不平等をなくそう」などの達成を目指します。

³ 生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別。

健康づくり

1 目指すべき姿

超高齢化社会、人生100年時代を見据えた予防と福祉を充実させ、高齢者や障がいのある方にも優しい、全ての人々が健康に暮らせる町をつくります。

2 取り組む主な施策

- ①子どもから大人まで、全ての人々のライフステージごとの健康づくりを進めます。
- ②妊娠、出産から子どもとその家族の健康を見守り、子育てをサポートします。
- ③町民が自らの健康について考え、維持増進のための取り組みが行えるよう体制を整備します。
- ④町民の健康状態を維持し、疾病の予防と早期発見・早期治療のため、各種健診・検診の充実を図るとともに、特定保健指導や要精密検査の対象者に対し、確実な指導・精密検査受診を働きかけます。
- ⑤生活習慣病の発症と重症化を予防し、健康寿命の延伸を目指すため、特定保健指導、健康教育や健康相談等の一層の充実を図ります。
- ⑥スポーツの振興や、あらゆる世代が取り組みやすいウォーキングを主とした事業の充実に努め、「日本一歩きたくなる町」を目指し、町民の歩きたくなる意識の醸成を図ります。
- ⑦心身共に健康を維持できるよう、心の健康づくりに対する知識の普及・啓発を継続し、相談事業や訪問指導の充実に努めます。
- ⑧地域福祉活動の主体となる社会福祉協議会をはじめ、地域福祉団体を支援・連携するとともに、積極的に地域福祉活動を推進します。
- ⑨高齢者が健康を維持し、住み慣れた家庭・地域の中で、安心して生活が送れるよう、高齢者福祉施策を推進します。
- ⑩障がいのある方が安心して自分らしく生活できるよう、障がいの有無に関わらず共に助け合う地域をつくるため、相談体制の充実と関係機関との連携を強化し、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行います。また、バリアフリー⁴に配慮した環境整備とユニバーサルデザイン⁵の意識向上を図ります。

【主に関係する所管課：いきいき町民課、健康づくり課、子育て支援課、振興課】

3 達成すべき基本目標

項目		基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
65歳健康寿命 ⁶ (男性)(年)	2-A	17.82				19.30
65歳健康寿命(女性)(年)	2-B	20.20				20.89

⁴ 社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。

⁵ あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

⁶ 65歳に達した人が健康で自立した生活を送る期間。具体的には「要介護2」以上になるまでの期間。

4 達成すべき主な指標

指標名	所管課	基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
国民健康保険一人あたり医療費(円) 2-1	いきいき町民課	338,411				352,152
後期高齢者医療一人あたり医療費(円) 2-2	いきいき町民課	741,276				771,375
国民健康保険特定健康診査受診率(%) 2-3	いきいき町民課	44.9				57.0
後期高齢者医療健康診査受診率(%) 2-4	いきいき町民課	23.4				40.0
国民健康保険特定保健指導実施率(%) 2-5	いきいき町民課	24.3				57.0
ウォーキング関連事業の参加者数(人) 2-6	健康づくり課	338				480
胃がん検診受診率(%) 2-7	健康づくり課	7.6				9.0
大腸がん検診受診率(%) 2-8	健康づくり課	9.7				12.0
総合相談支援件数(地域包括支援センター)(件) 2-9	健康づくり課	180				230
高齢者サロン設置箇所数(箇所) 2-10	健康づくり課	6				10
シルバー人材センター登録者数(人) 2-11	健康づくり課	125				145
総合福祉センター(老人福祉センター)年間町民利用者数(人) 2-12	健康づくり課	14,895				20,000
介護予防事業参加者数(人) 2-13	健康づくり課	1,917				2,300
認知症サポーター養成講座参加者数(人) 2-14	健康づくり課	142				160
1歳6か月児健診の受診率(%) 2-15	子育て支援課	98				98
3歳児健診の受診率(%) 2-16	子育て支援課	95				96
乳幼児健康相談の年間延利用者数(人) 2-17	子育て支援課	466				500

5 関連する主な個別計画

名称	所管課	対象期間(年度)	根拠法等
第2期横瀬町データヘルス計画	いきいき町民課	2018～2023	国民健康保険法
第3期横瀬町特定健康診査等実施計画	いきいき町民課	2018～2023	高齢者の医療の確保に関する法律
第3次健康よこぜ21プラン(健康増進計画・食育推進計画)	健康づくり課	2020～2024	健康増進法
横瀬町自殺対策計画	健康づくり課	2020～2024	自殺対策基本法
第4期横瀬町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	健康づくり課	2018～2020	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第2次横瀬町地域福祉計画・横瀬町地域福祉活動計画	健康づくり課	2017～2021	社会福祉法
横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第7期)	健康づくり課	2018～2020	老人福祉法 介護保険法
横瀬町子ども子育て支援事業計画	子育て支援課	2020～2024	子ども・子育て支援法

6 SDGsとの関連:主に関連するゴールとターゲット ※ターゲットの詳細はP.26参照

ゴール	 1 貧困をなくそう	 2 飢餓をゼロに	 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 10 人や国の不平等をなくそう	 11 住み続けられるまちづくりを
ターゲット	1.2	2.2	3.2 3.3 3.4 3.5 3.7 3.8	4.2	5.6	10.4	11.7
ゴール	 16 平和と公正をすべての人に	 17 パートナーシップで目標を達成しよう					
ターゲット	16.b	17.17					

子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず、全ての人が健康に暮らせるための施策を実施し、「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ゴール10 人や国の不平等をなくそう」などの達成を目指します。

安全安心づくり

1 目指すべき姿

防災、防犯、防火対策や、交通安全対策を推進し、子どもから高齢者、障がいのある方など全ての人が安全で安心に生活できる環境をつくります。また、持続可能な行政経営を推進します。

2 取り組む主な施策

- ①防災用品の備蓄や防災訓練の実施、地域防災力を高める自主防災組織の拡充、災害情報を確実に伝達するための通信手段の整備を行い、災害への備えを推進します。特に災害弱者である子どもや高齢者、障がいのある方などの避難行動要支援者を対象に、避難支援の体制を作り、全ての人が安心できる環境を整備します。
- ②消防団員の確保・処遇改善、装備品・資機材の整備などの消防力の強化、消防団員の資質向上に取り組むことで、町民の安全安心を確保します。
- ③警察及び町内の交通安全関係団体との連携を強化し、特に子どもや高齢者、障がいのある方など交通弱者に配慮しながら、交通マナーアップを重点とした交通安全啓発活動を行います。また、危険箇所へ看板を設置するなど、交通安全リスクの見える化を推進します。さらに、高齢者ドライバーによる事故防止のため運転免許証自主返納などを促します。
- ④鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーなどによる地域公共交通を再編し、特に高齢者、障がいのある方など交通弱者に配慮しながら、交通利便性を改善します。
- ⑤持続可能な行政経営を推進するため、適切に町税を賦課徴収するとともに、財源の確保を積極的に進めます。
- ⑥国・県道と接道する幹線町道や通学路、また地元からの要望路線を優先に、国の交付金を活用しながら整備し、利用者の安全性と利便性の向上を図ります。また、道路橋はその多くが供用後30年以上経過しており老朽化が進行しているため、災害等を考慮し、長寿命化修繕計画に従い、修繕工事を推進します。
- ⑦一般国道299号と主要地方道熊谷小川秩父線をはじめとする広域幹線道路の歩道整備や交差点改良を促進し、安全性の確保と渋滞の解消を図ります。
- ⑧横瀬川をはじめとする一級河川の護岸整備を促進し、台風や集中豪雨などによる浸水被害の軽減を図ります。

【主に関係する所管課：総務課、まち経営課、税務会計課、いきいき町民課、健康づくり課、子育て支援課、振興課、建設課、教育委員会】

3 達成すべき基本目標

項目	基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
災害による人的被害件数(件) 3-A	0				0
犯罪発生件数(件) 3-B	21.6				20
財政健全化判断比率(将来負担比率)(%) 3-C	37.2				120以内
町税収入額(億円) 3-D	11.5				11.5
小中学生の交通事故発生件数(件) 3-E	1				0

4 達成すべき主な指標

指標名	所管課	基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
消防団員数(実団員数/定員)(人) 3-1	総務課	120/144				130/144
自主防災組織の設置率(%) 3-2	総務課	88				100
安心安全メール登録件数(件) 3-3	総務課	5,300				7,000
交通事故(人身事故)発生件数(件) 3-4	総務課	24.6				23
高齢者の免許返納者延べ数(人) 3-5	まち経営課	33				70
コミュニティバス利用者数(人) 3-6	まち経営課	8,318				10,000
税徴収率(%) 3-7	税務会計課	93.7				98.0
要配慮者のうち避難行動要支援者としての登録者率(%) 3-8	健康づくり課	70				80
高齢者等への交通安全啓発活動件数(交通安全アドバイス:地域包括支援センター訪問件数)(件) 3-9	健康づくり課	920				1,000
改良済道路延長(町道)(km) 3-10	建設課	63.17				64.76
歩道等設置道路延長(km) 3-11	建設課	6.83				8.28

5 関連する主な個別計画

名称	所管課	対象期間(年度)	根拠法等
横瀬町地域防災計画	総務課	2016～	災害対策基本法
国民保護に関する横瀬町計画	総務課	2011～	国民保護法
横瀬町国土強靱化地域計画	総務課	2021～(予定)	国土強靱化基本法
横瀬町財政計画	まち経営課	毎年度	—
横瀬町公共施設等総合管理計画	まち経営課	2017～2056	平成26年4月22日付総務省通達「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」
横瀬町公共施設個別施設計画	まち経営課	2021～2060(予定)	—
横瀬町地域公共交通アクションプラン	まち経営課	2015～	—
横瀬町避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)	健康づくり課	2014～	災害対策基本法
横瀬町子ども子育て支援事業計画	子育て支援課	2020～2024	子ども・子育て支援法
横瀬町建築物耐震改修促進計画	建設課	2016～2020	建築物の耐震改修の促進に関する法律
横瀬町橋梁長寿命化修繕計画	建設課	2013～2022	道路法
横瀬町林道施設長寿命化計画(策定中)	建設課	2020～2029	林野庁林道規程
横瀬町都市計画マスタープラン(策定中)	建設課	2021～2040	都市計画法

6 SDGsとの関連:主に関連するゴールとターゲット ※ターゲットの詳細はP.26参照

ゴール	1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を
ターゲット	1.5	3.3 3.6	4.a	5.5	9.1	11.2 11.5 11.7 11.b	13.1
ゴール	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナシップで目標を達成しよう					
ターゲット	16.4 16.6	17.17					

防災対策や防犯対策、公共交通の利便性向上などに関する施策に取り組み、誰もが安全に、そして安心して暮らせる町づくりを行うことで、「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ゴール11 住み続けられるまちづくりを」、「ゴール13 気候変動に具体的な対策を」などの達成を目指します。



消防団による訓練



登校の見守り活動

産業づくり雇用づくり

1 目指すべき姿

移住促進や、農業・商工業の振興を図ることで、ヒト・モノ・カネ・情報が集まり続け、自分らしい多様な働き方や生き方が実現できる環境をつくります。

2 取り組む主な施策

- ①農ある暮らしを希望している方々の条件整備を図り、農業に絡めた定住者等の増加を目指すとともに、農業経営の魅力を高めることで、農業後継者の育成に取り組めます。また、農業委員による農地パトロールや、農地の保全活動支援、中間管理機構を活用するなどして、農業の基盤を強化します。
- ②商工事業者が持続可能な経営能力を維持向上できるよう、相互に連携を強める環境整備を図ります。また、商工業事業者の経営基盤を強化するための研修等を支援します。
- ③Uターンによる町内への移住・定住や町内での起業等を促進していくため、町での暮らしや働くことの魅力・イメージなどの情報を、SNS等多様な媒体・手段を通じて広く発信することにより、多くの方に興味・関心を持ってもらうための取り組みを行います。
- ④産学官の連携や広域連携による雇用対策事業に取り組めます。
- ⑤ふるさと納税等の資金調達手段の多様化・拡充を図ります。また、ふるさと納税による寄附金等を原資として、特産品の開発、新規ビジネス開拓支援、遊休資産のリノベーション等、新たな事業展開を図り、新しい経済循環をつくります。

【主に関係する所管課：まち経営課、いきいき町民課、振興課】

3 達成すべき基本目標

項目		基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
転出超過数(人)	4-A	29				0
ふるさと納税寄附額(千円)	4-B	8,625				30,000
町内事業所の新規雇用者数 (秩父管内高校からの就職:人)	4-C	114				120

4 達成すべき主な指標

指標名		所管課	基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
地域再生計画認定延べ件数(件)	4-1	まち経営課	0				3
町内鉄道駅乗降人員(1日平均)(人)	4-2	まち経営課	2,187				2,240
一般住宅新築棟数(棟)	4-3	まち経営課	26				30
官民連携プラットフォーム事業提案延べ件数(件)	4-4	まち経営課	96				240
官民連携プラットフォーム事業関連延べ起業者数(人)	4-5	まち経営課	0				10

指標名	所管課	基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
官民連携プラットフォーム事業関連延べ移住者数(人) 4-6	まち経営課	0				10
官民連携プラットフォーム事業メディア露出件数(件) 4-7	まち経営課	60				70
他自治体・大学・企業等との交流・連携事業数(件) 4-8	まち経営課	3				5
遊休農地面積(ha) 4-9	振興課	15.4				12.0
道の駅総売上高(億円) 4-10	振興課	4.1				4.5
経営革新計画の承認取得件数(件) 4-11	振興課	3				5
定住就職促進奨励金交付件数(件) 4-12	振興課	4				10

5 関連する主な個別計画

名称	所管課	対象期間(年度)	根拠法等
横瀬町農業振興地域整備計画	振興課	1999～	農業振興地域の整備に関する法律

6 SDGsとの関連:主に関連するゴールとターゲット ※ターゲットの詳細はP.26参照

ゴール	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
ターゲット	1.2	2.3 2.4	5.5	8.5 8.6 8.9	9.5	11.a	12.b
ゴール	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう				
ターゲット	15.1	16.6	17.17				

農業や商工業といった産業の振興を図るとともに、町への移住促進や、官民連携を推進することで、「ゴール2 飢餓をゼロに」、「ゴール8 働きがいも経済成長も」、「ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう」などの達成を目指します。

賑わいづくり中心地づくり

1 目指すべき姿

オープン・アンド・フレンドリーを町の特徴として、観光などで訪れる交流人口や、地域や地域の人々と多様に関わる地域外の関係人口の増加を図ることで、町に賑わいをもたらします。また、駅やコミュニティスペースなど町の主要施設を活用し、中心地として活性化を図ります。

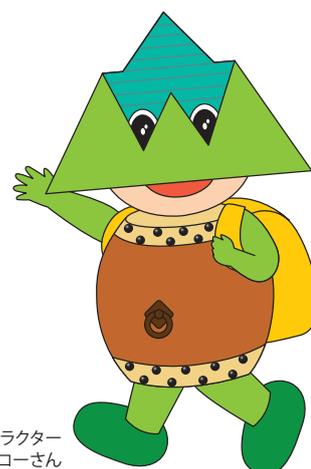
2 取り組む主な施策

- ①横瀬町観光協会と連携し、誘客事業を積極的に展開します。また、秩父地域1市4町が連携協力することで、インバウンド対策も含めた秩父地方への誘客を効果的に行います。
- ②ウォーキングコースの整備、指導者の育成及び連携を図り、町内外の方々が参加できる健康増進のためのウォーキング講座を開催し、自然景観等を楽しみながらの健康増進活動を推進します。
- ③秩父地域のシンボルである武甲山を始めとした山々の山歩きを快適にするため、施設整備等の総合的対応に努め、歩きたくなる登山・ハイキングコースを整備します。
- ④一般国道299号、主要地方道熊谷小川秩父線に加え、将来整備を検討している(仮称)横瀬宮地線を広域幹線道路として位置づけ、周辺の土地利用を再構築します。また、横瀬駅や兎沢町有地周辺の土地利用を検討し、魅力ある中心地、拠点づくりを推進します。
- ⑤兎沢町有地、旧給食調理場、旧芦ヶ久保小学校などの町有資産や町内の遊休資産を有効活用し、「ヒト・モノ・カネ・情報」の流入を促すことにより交流人口・関係人口の増加、新たな地域資源の開拓・地域コミュニティの拡大を図ります。また、拠点を整備することで町民と交流人口・関係人口の交流の場、共創の場など様々なチャレンジが生まれ続ける環境をつくります。
- ⑥地籍調査を実施し、一筆ごとに地権者や土地の境界を調べ、面積を確定することで、土地の問題に関する地権者の負担を減らし、土地利用の活発化を促します。また、災害発生前に土地の境界や所有者を明確にしておくことで、迅速に災害復旧事業に着手できる環境を整えます。

【主に関係する所管課:まち経営課、健康づくり課、振興課、建設課】

3 達成すべき基本目標

項目		基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
観光入込客数(人)	5-A	710,000				800,000
横瀬駅乗降客数(人)	5-B	624,515				640,000



町のイメージキャラクター
ブコーさん

4 達成すべき主な指標

指標名	所管課	基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
町有資産の新たな有効活用延べ件数(件) 5-1	まち経営課	0				3
移住・定住・交流等推進拠点施設(エリア898)の利用者数(人) 5-2	まち経営課	0				5,000
健康ウォーキング講座の町外参加者数(人) 5-3	振興課	0				120
横瀬町観光協会Webサイトアクセス数(件) 5-4	振興課	310,389				340,000
地籍調査面積(km ²) 5-5	建設課	0.00				0.27

5 関連する主な個別計画

名称	所管課	対象期間(年度)	根拠法等
第3次健康よこぜ21プラン (健康増進計画・食育推進計画)	健康づくり課	2020～2024	健康増進法
横瀬町都市計画マスタープラン (策定中)	建設課	2021～2040	都市計画法

6 SDGsとの関連:主に関連するゴールとターゲット ※ターゲットの詳細はP.26参照

ゴール	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 働きがいも 経済成長も	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
ターゲット	5.5	8.9	11.7 11.a	12.b	17.17

観光振興や、交流人口・関係人口の創出などを行い、「ゴール8 働きがいも経済成長も」、「ゴール12 つくる責任つかう責任」、「ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう」などの達成を目指します。

景観環境づくり

1 目指すべき姿

自然を大切に、美しい景観と暮らしやすい住環境が整った、自然と共存する暮らしをはぐくみます。また、空き家や遊休農地を有効活用し、持続可能な生活環境を整えます。

2 取り組む主な施策

- ① 空き家の有効活用を推進するために、空き家バンクの物件登録数の充実を図るとともに、活用促進のための情報発信を行います。また、空き家のリフォーム件数を増やすことで、貸家等への活用を促進します。
- ② 省資源・省エネルギー対策を推進するとともに、ごみの不法投棄防止の対応や、廃棄物からの資源再利用・再資源化促進などのごみ4R⁷のための啓発活動を推進します。
- ③ 安心して水辺を活用できるよう、水質浄化を推進し美しい清流を保ちます。
- ④ アライグマ、ハクビシン、サル等の野生動物による住宅侵入・人的被害を防止します。また、農地を守る活動を支えるほか、猟友会員の確保や秩父地域獣害対策協議会との地域連携等により野生鳥獣による農業被害を軽減します。さらに住居地域と野生鳥獣生息地の根本的な棲み分けなど動植物の生育環境を健全に保ち森林資源を野生動物による食害から守ります。
- ⑤ 森林整備を効果的に進めるため、森林環境譲与税を活用し、林業経営者による円滑な森林管理委託を進め、集約化などの新たな森林管理システムを展開します。また、森林整備が円滑に進められるよう、森林所有者・林業経営者・町の三者連携森林関係者相互の連携協力体制を構築します。
- ⑥ 大勢のボランティアの力を借りて、魅力あふれる美しい公園づくりを目指します。
- ⑦ 特定環境保全公共下水道計画区域内における未整備区域について早急な整備を行い、浄化槽整備区域内における合併処理浄化槽を整備することで、公衆衛生の向上と生活環境の改善に取り組みます。

【主に関係する所管課：まち経営課、振興課、建設課】

3 達成すべき基本目標

項目	基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
空き家バンク物件成約数(件) 6-A	7				10
住宅リフォーム(空き家)への補助金交付件数(件) 6-B	0				2
野生獣害による農業被害面積(ha) 6-C	1.31				1.10
水質環境基準の達成(横瀬川最下流地点BOD:mg/l) 6-D	0.9				0.8

⁷ 4Rとは、Reduce「リデュース」(少なくする)、Reuse「リユース」(再使用する)、Recycle「リサイクル」(再生利用する)、Refuse「リフューズ」(断る)の頭文字の4つのRを指す。

4 達成すべき主な指標

指標名	所管課	基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
可燃・不燃ごみの排出量 (1人1日当たり)(g) 6-1	振興課	629				600
資源ごみの排出量(1人1日当たり)(g) 6-2	振興課	82				100
町民クリーンパトロール員登録者数 (人) 6-3	振興課	56				70
猟友会員数(人) 6-4	振興課	19				20
集約化人工林延べ面積(ha) 6-5	振興課	40				240
花咲山公園整備ボランティア延べ参加人数(人) 6-6	振興課	295				1,500
汚水処理人口普及率(%) 6-7	建設課	74.1				87.2

5 関連する主な個別計画

名称	所管課	対象期間(年度)	根拠法等
横瀬町森林整備計画	振興課	2018～2027	—
横瀬町農業振興地域整備計画	振興課	1999～	農用地等の確保等に関する基本指針
横瀬町生活排水処理基本計画	振興課	2015～2025	水質汚濁防止法
第3次横瀬町地球温暖化対策実行計画	振興課	2020～2030	地球温暖化対策推進に関する法律
横瀬町鳥獣被害防止計画	振興課	2018～2020	—
横瀬町空家等対策計画	建設課	2020～2024	空家等対策の推進に関する特別措置法
横瀬町特定環境保全公共下水道事業計画書	建設課	2018～2023	下水道法
横瀬町公共下水道ストックマネジメント計画	建設課	2019～2023	下水道法・下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン
横瀬町特定環境保全公共下水道事業経営戦略	建設課	2017～2026	公営企業の経営に当たっての留意事項について(通知)
横瀬町における下水道の普及促進(重点計画) <社会資本総合整備計画>	建設課	2018～2022	社会資本整備総合交付金交付要綱
循環型社会形成推進地域計画	建設課	2019～2023	循環型社会形成推進交付金交付要綱

6 SDGsとの関連:主に関連するゴールとターゲット ※ターゲットの詳細はP.26参照

ゴール	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを
ターゲット	4.7	5.5	6.2 6.4	7.2 7.3	8.4	9.4	11.3 11.6 11.7
ゴール	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ も守ろう	17 パートナーシップで 目標を達成しよう		
ターゲット	12.5 12.8	13.1 13.3	14.1	15.1 15.2 15.4	17.17		

森林や清流に代表される自然環境の保全に取り組むとともに、廃棄物の削減やリサイクルの促進、空き家利活用促進などの生活環境整備に取り組むことで、「ゴール6 安全な水とトイレを世界中に」、「ゴール13 気候変動に具体的な対策を」、「ゴール15 陸の豊かさも守ろう」などの達成を目指します。



花咲山公園整備ボランティアの活動



町民体育祭

人の輪づくり

1 目指すべき姿

温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性があふれる町をつくります。

2 取り組む主な施策

- ①コミュニティを地域活性化の主体として、地域に住む人たちや様々な団体がお互いに支え合い、地域全体で取り組む活動を支援します。また、地域コミュニティの発展、コミュニティ活動の促進に向け、新たなコミュニティ活動推進の方法を検討します。さらに、町内各行政区や地域コミュニティとの関係を強化します。
- ②地域コミュニティ団体のネットワーク化を図るとともに、町民会館や総合福祉センターなどの拠点施設の適切な管理運営により、コミュニティ活動を促進しながら、学校などでの福祉教育や各種メディアによって、ノーマライゼーション⁸やお互いを思いやる心など、地域福祉に対する意識の醸成を図ります。
- ③まちづくりに関わる地域活動団体や企業、NPO法人、学校などを協働のパートナーとして支援し、町民参画によるまちづくりを促進するとともに、新たな町民参画の方法についても検討します。
- ④シルバー人材センターやボランティア団体などを支援・育成し、高齢者の簡易な就労の場の提供やボランティア活動の促進などに取り組みます。
- ⑤地域での見守り活動の実施など、高齢者等への顔の見える繋がりが行き届く地域を目指し、悪質商法などによる被害が抑制されるよう地域の防犯体制を強化します。また、支援の必要な人を早期に発見するとともに、地域や関係機関と連携し、見守りネットワーク体制を強化します。
- ⑥若者に注目され、若者が集う雰囲気・環境づくりまでを長期的視野に入れつつ、若者求心力の創出・向上を図ります。
- ⑦実行委員会組織による学校応援団やコミュニティスクールの実施、町内外の様々な資源を活用したイベント等を通じて、学校・家庭・地域が連携し、社会に開かれた学校・教育環境の整備を推進します。
- ⑧文化財を適切に保護・保存・活用し、伝統文化の継承を推進するとともに、ヨコゼ音楽祭や町民文化祭を通じて、文化芸術の振興を図ります。
- ⑨スポーツを通じた元気な町づくりを推進します。社会体育施設の有効活用と適切な維持管理を行い、生涯スポーツやレクリエーションを推進します。

【主に関係する所管課：総務課、まち経営課、健康づくり課、子育て支援課、振興課、教育委員会】

3 達成すべき基本目標

項目	基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
町Webサイトアクセス数(件) 7-A	142,516				160,000
町に住み続けたい人の割合(%) 7-B	88				90
笑顔で対応する職員の割合(%) 7-C	84				100

⁸ 障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す理念。

4 達成すべき主な指標

指標名	所管課	基準値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度目標
25歳の成人式参加者数(人) 7-1	まち経営課	39				50
ボランティア活動をしている人の割合(%) 7-2	健康づくり課	25.0				32.0
よこぜまつり参加率(参加者/町人口×100%) 7-3	振興課	108				110
学校教育支援者率(実質学校教育支援者数/人口×100、%) 7-4	教育委員会	3.78				5.00
町民文化祭参加率(参加者/町人口×100%) 7-5	教育委員会	44.6				50.0
ヨコゼ音楽祭参加率(参加者/町人口×100%) 7-6	教育委員会	13.8				15.0
年間スポーツイベント参加者数(人) 7-7	教育委員会	3,282				3,500

5 関連する主な個別計画

名称	所管課	対象期間(年度)	根拠法等
横瀬町教育振興基本計画	教育委員会	2020～2023	教育基本法

6 SDGsとの関連:主に関連するゴールとターゲット ※ターゲットの詳細はP.26参照

ゴール	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
ターゲット	4.7	5.5	10.2	11.7	16.7	17.17

地域コミュニティの発展や、連携強化、ボランティアの活用のほか、文化・スポーツの振興などを通じ、「ゴール4 質の高い教育をみんなに」、「ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう」などのゴール達成を目指します。



7つの柱を支える土台

計画実現のために

本計画の目標である「Colorful Town (カラフルタウン)」を実現するためには、7つの柱を支える土台(基礎)が重要です。本計画の実現性をより高めるため、施策全体の土台として、特に次について積極的に取り組みます。

1 職員の能力の最大化

定員適正化計画に基づき、職員の確保、適正配置に配慮し、職員向け研修をはじめ、職員の個別・専門的な能力の向上、チームビルディングによるチーム力強化を図るとともに、行政分野にとらわれることなく、能力を発揮できる環境を築きます。また、「オープン＆フレンドリー」をモットーに、職員一人一人が、町民や町外からの情報を広く収集するとともに関係性を重要視した輪を広げていきます。

2 持続可能な行政経営の推進

計画性を保ちながら、社会・時代の動向に柔軟に対応し、効率的な行政経営を推進します。また、中・長期的な財政運営の視野に立ち、適切に町税を賦課徴収し、財源の確保を積極的に進めるとともに、事業の選択と集中を図ることで、最少の経費で最大の効果を発揮します。これらを通じて、持続可能な行政経営を推進します。

3 協働参画の推進

性別や、年齢、障がいの有無などに関わらず、全ての町民が主体的にまちづくりや行政に関わりたくなるような工夫のほか、広報・広聴活動、情報公開の充実を図ります。

4 広域連携・定住自立圏の活用

秩父広域市町村圏組合をはじめ、都市機能、生活機能の役割を相互に担う定住自立圏制度を積極的に活用します。

5 民間活力の活用

民間・学校・金融などの外部活力を継続的に受け入れるとともに、地域再生計画を策定し、企業版ふるさと納税制度を含めた官民連携を積極的に活用します。

6 人に優しいテクノロジーの活用

個人情報保護などのセキュリティ対策を図るとともに、テクノロジーを適正かつ積極的に活用し、町民の利便性向上や町民とのコミュニケーション、事務の効率化などを図ります。

7 チャレンジする町

「チャレンジすること」を町として重視し、町自体も「チャレンジ」を続けます。また、「官民連携プラットフォーム」などを通じ、町の内外の「チャレンジしたい人」を応援します。



別表●関連する主なSDGsターゲット一覧

ゴール	ターゲット	内容
1	1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
2	2.2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。
	2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。
3	3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
	3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
	3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
	3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
4	4.1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
5	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
6	6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
	6.4	2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
7	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
8	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10か年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。



ゴール	ターゲット	内容
8	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
9	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
10	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
11	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	11.6	2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
12	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
	12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
13	13.1	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に実施する。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
14	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
15	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に実施する。
16	16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
	16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
	16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
	16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
	16.7	あらゆるレベルにおいて、対应的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
17	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。



横瀬町

この計画は町の目標を定めた大切な書類です。基本目標や指標の達成状況を毎年度公表しますので、お手元に置いていただき、進捗の確認にご活用ください。

Colorful Town
カラフルタウン

